制度の目的

















エネルギー価格の高騰に対し、省エネ機器等を導入することでエネルギー使用量の軽減を図るた め、市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等がエネルギー消費効率等に優れた省エネル ギー設備を導入する際の経費の一部を支援します。

受付期間

令和5年7月3日(月)~9月29日(金)

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

※令和6年2月29日(木)までの支払いを含む事業完了と実績報告が必要です

補助対象者

市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等

- ※本事業における中小企業者は、中小企業基本法における定義によります
- ※学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含みます
- ※次に該当する事業及び事業者を除きます
 - ○日本標準産業分類に定める農業、林業及び漁業に該当する事業を営むもの
 - ○自己または自己の団体の役員等が暴力団または暴力団員等であるもの
 - ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業 を営むもの
 - ○法人税法に規定する公共法人
 - ○政治団体もしくは宗教上の組織
 - ○その他、本補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業を営むもの

補助率・上限額

補助率 1 / 2 補助上限額 3 0 0 万円 (1事業者1回限り) (千円未満の切捨て)

対象設備・事業

市内事業所、工場、店舗等に事業として設置するもので、導入に より省エネルギー化が見込める設備に係る経費(施工を含む)

■業務用空調設備

■照明設備

■給湯設備

■変圧器

- ■ボイラー設備
- ■業務用冷凍冷蔵庫(ショーケース含む)
- ■交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプ等)
- ■事業用自動車(自動車運送事業者が事業の用に供するもの)

注意事項

- ■申請には条件がありますので、事前に市ホームページを確認してください
- ■交付要項・申請書は、市ホームページからダウンロードしてください
- ■設置する設備は次のいずれかの要件を満たすことが必要です
 - ・国等が定める一定の判断基準を満たす設備
 - ・既存設備の更新により設置する設備であって、既存設備より消費電力等の消費 エネルギーが削減されるもの
- ■国、県、市、その他の補助事業の交付を受けている、また受ける予定のある事業 については補助対象外です

問い合わせ先 申し込みな

問い合わせ

産業経済部商工労働課 TEL 0270-27-2754 Mail shoukou@city.isesaki.lg.jp

申し込み先

6月中旬までに市ホーム ページでお知らせします。 ※郵送での提出です。



申請受付 令和5年7月3日(月)~9月29日(金) ※提出は郵送のみとなります(9月29日必着) ※提出先は6月中旬までに市ホームページへ掲載します 実施期間 令和5年7月3日(月)~**令和6年2月29日(木**)

申請方法

以下の提出書類を揃えて申請してください。(●印は市が行う手続き)

※補助金の交付決定後に発注を行った設備・工事が対象となります

- ①見積の徴取等
- ②補助金の交付申請

- 【提出書類】・交付申請書
 - ・市税の完納証明書
 - ·補助事業內容説明書

※実施期間内に支払いまで完了することが条件です

- ・事業収支予定内訳書
- ・見積書
- ・仕様書(カタログなど性能基準が分かるもの)
- ・決算報告書 (個人事業主は確定申告書)
- ・国民健康保険証の写し(個人の場合)
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ❸交付決定(決定通知発送)
- ④設備等発注·施工
- ⑤実績報告書の提出

【提出書類】・補助事業実績報告書

- ・請求書等の写し、領収書等の写し
- ・現場写真(事業着手後の写真)
- 6交付確定(確定通知発送)
- ⑦交付請求書の提出
- ❸交付金支払い

対象事業

市内事業所、工場、店舗等(以下「事業所等」という)に業務用空調設備、照明設 備、給湯設備、業務用冷凍冷蔵庫、交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプなど)、 変圧器、ボイラー設備、事業用自動車を設置・施工する事業(詳細は市ホームページで 案内します)であって、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 国等が定める一定の判断基準を満たす設備、もしくは、既存設備等の更新により設置する設 備であって、既存設備より消費電力等消費エネルギーが削減される設備を導入する事業
- (2) 専ら事業の用に供するもの
- (3) 補助対象設備が1点10万円以上の事業。ただし、照明設備についてはそれぞれ一式で 10万円以上の事業とする
- (4) 交付決定日以降に着手した事業
- (5) 令和6年2月29日(木)までに支払いを含めて完了し、報告を行うことができる事業
- (6) 補助対象経費について他の補助を受けない事業
- (7) 省エネルギー設備の設置を行う物件は、住居ではなく専ら事業の用に供するものに限る
- (8) 事業用自動車においては、道路運送法第2条に定める自動車運送事業を営む者が、その事業 の用に供する自動車
- (9) 販売や賃貸を目的とするものでない事業

対象経費

- (1) 設備費 事業の実施に必要な物品の購入に必要な経費
- (2) 工事費 補助金の交付対象となる事業の実施に不可欠な工事にかかる経費
- (3) 撤去処分費 更新後の既存設備の撤去または処分に係る経費
- ※ 上記に該当しない経費は補助対象外となります。また、上記に該当する場合であっても、次 に該当する経費は補助対象となりません。
 - (1) 補助事業の目的に合致しないもの
 - (2) 必要な経費書類を用意できないもの
 - (3) 前項対象事業(4)に規定する着手可能時期より前に発注・契約、購入、支払い等を実施し たもの
 - (4) 消費税等の公租公課

様式や提出先

詳細は市ホームページで お知らせします。

